

2011年3月3日

神戸女学院大学教職員組合

執行委員長 石川 康宏 様

神戸女学院教職員組合

執行委員長 寺口 浩 様

神戸女学院嘱託職員組合

執行委員長 西野 美香 様

学校法人 神戸女学院
理事長・院長 森 孝一



給与規則等の改正に伴う意見書提出について（依頼）

2月23日開催の理事会において、下記規則の改正が承認されました。

つきましては、労働基準法第90条の規定により、貴組合のご意見をお聴きいたしますので、3月25日（金）までに書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

添付資料

学校法人神戸女学院教職員給与規則

赴任旅費規程

以 上

新旧対照表

改正	現行
○学校法人神戸女学院教職員給与規則 1991年3月28日 理事会制定 (略) (欠勤の場合の給与減額) 第5条の2 月間の欠勤(傷病による欠勤を除く)が5日を超えた場合は、欠勤期間の給与を支給しない。給与の減額計算は次の算式による。 減額計算額=(月例給与/20日)×当該月の欠勤日数 (略) (俸給の決定) 第26条 初任給は、学歴、資格、経験年数等を考慮して初任給基準表(別表第10)により決定する。 (経験年数) 第27条 経験年数は、教職員が最終の学歴、資格を取得したときから採用年度の4月1日現在に至るまでの期間を修学年数調整表(別表第11)及び経験年数換算表(別表第12)の基準によって換算する。ただし、経験年数については、教職員に有利な学歴、資格を適用して査定するものとする。 (略) (昇給) 第30条 昇給は年1回、4月1日に行うこととし、教職員が前年度12箇月間を良好な成績で勤務したときは、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、年度途中で採用された教職員については、昇給号俸調整表(別表第14の1)に従い、12箇月に満たない期間に応じて号俸を調整して昇給させることができる。 (欠勤、休職及び休業者の昇給) 第30条の2 昇給日前1年間に於いて、欠勤、休職、育児休業又は介護休業等(以下「休職等」という。)をした者、若しくはしている者については、昇給抑制号俸数表(別表第14の2)に従い、休職等の期間に応じて号俸を抑制して昇給させることができる。 (略) 附 則 この規則は、2011年4月1日から施行する。(2011年2月23日改正)	○学校法人神戸女学院教職員給与規則 1991年3月28日 理事会制定 (略) (欠勤の場合の給与減額) 第5条の2 月間の欠勤(病気による欠勤を除く)が5日を超えた場合は、欠勤期間の給与を支給しない。給与の減額計算は次の算式による。 減額計算額=(月例給与/20日)×当該月の欠勤日数 (略) (俸給の決定) 第26条 初任給は、学歴、資格、経験年数等を考慮して初任給基準表(別表第10)により決定する。 (経験年数) 第27条 経験年数は、教職員が最終の学歴、資格を取得したときから現在に至るまでの期間を修学年数調整表(別表第11)及び経験年数換算表(別表第12)の基準によって換算する。ただし、経験年数については、教職員に有利な学歴、資格を適用して査定するものとする。 (略) (昇給) 第30条 昇給は年1回、4月1日に行うこととし、教職員が前年度12箇月間を良好な成績で勤務したときは、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、年度途中で採用された教職員については、<u>本項の期間を短縮し、</u>12箇月に満たない期間に応じて号俸を抑制して昇給させることができる。 (欠勤、休職及び休業者の昇給) 第30条の2 昇給日前1年間に於いて、欠勤、休職、育児休業又は介護休業等(以下「休職等」という。)をした者、若しくはしている者については、昇給抑制号俸数表(別表第14)に従い、休職等の期間に応じて号俸を抑制して昇給させることができる。 (略)

別表第1の3（第7条関係）
事務職俸給表（総合職）

6 級			
現 行		改 正	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	百円		百円
1	2558	1	2558
2	2580	2	2580
3	2602	3	2602
4	2624	4	2624
5	2647	5	2647
6	2670	6	2670
7	2693	7	2693
8	2716	8	2716
9	2737	9	2737
10	2760	10	2760
11	2783	11	2783
12	2806	12	2806
13	2828	13	2828
14	2851	14	2851
15	2874	15	2874
16	2897	16	2897
17	2919	17	2919
18	2942	18	2942
19	2965	19	2965
20	2988	20	2988
21	3010	21	3010
22	3033	22	3033
23	3056	23	3056
24	3079	24	3079
25	3103	25	3103
26	3126	26	3126
27	3149	27	3149
28	3172	28	3172
29	3196	29	3196
30	3219	30	3219
31	3242	31	3242
32	3265	32	3265
33	3289	33	3289
34	3335	34	3335
35	3381	35	3381
36	3427	36	3427
37	3474	37	3474
38	3496	38	3496
39	3519	39	3519
40	3542	40	3542
41	3565	41	3565
42	3587	42	3587
43	3609	43	3609
44	3631	44	3631
45	3654	45	3654
46	3676	46	3676
47	3698	47	3698
48	3720	48	3720
49	3741	49	3741
50	3760	50	3760
51	3779	51	3779
52	3798	52	3798
53	3816	53	3816
54	3830	54	3830
55	3844	55	3844
56	3858	56	3858
57	3871	57	3871
58	3884	58	3884
59	3897	59	3897
60	3910	60	3910
61	3921	61	3921
62	3930	62	3930
63	3939	63	3939
64	3948	64	3948
65	3955	65	3955
66	3964	66	3964
67	3973	67	3973
68	3982	68	3982
69	3990	69	3990
70	3998	70	3998
71	4007	71	4007
72	4016	72	4016
73	4023	73	4023
74	4032	74	4032
75	4041	75	4041
76	4050	76	4050

6 級			
現 行		改 正	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	百円		百円
77	4057	77	4057
78	4066	78	4066
79	4075	79	4075
80	4084	80	4084
81	4091	81	4091
82	4100	82	4100
83	4109	83	4109
84	4118	84	4118
85	4125	85	4125
86	4134	86	4134
87	4143	87	4143
88	4152	88	4152
89	4159	89	4159
		90	4166
		91	4173
		92	4180
		93	4187
		94	4193
		95	4200
		96	4206
		97	4213
		98	4219
		99	4225
		100	4231
		101	4237
		102	4243
		103	4249
		104	4255
		105	4261
		106	4265
		107	4268
		108	4272
		109	4275
		110	4279
		111	4282
		112	4286
		113	4289
		114	4293
		115	4296
		116	4300
		117	4303
		118	4307
		119	4310
		120	4314
		121	4317
		122	4321
		123	4324
		124	4328
		125	4331
		126	4335
		127	4338
		128	4342
		129	4345

7 級			
現 行		改 正	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	百円		百円
1	2751	1	2751
2	2774	2	2774
3	2797	3	2797
4	2820	4	2820
5	2843	5	2843
6	2867	6	2867
7	2891	7	2891
8	2915	8	2915
9	2938	9	2938
10	2963	10	2963
11	2988	11	2988
12	3012	12	3012
13	3035	13	3035
14	3059	14	3059
15	3083	15	3083
16	3107	16	3107
17	3132	17	3132
18	3157	18	3157
19	3182	19	3182
20	3207	20	3207
21	3231	21	3231
22	3256	22	3256
23	3281	23	3281
24	3306	24	3306
25	3330	25	3330
26	3378	26	3378
27	3426	27	3426
28	3474	28	3474
29	3520	29	3520
30	3543	30	3543
31	3566	31	3566
32	3589	32	3589
33	3612	33	3612
34	3635	34	3635
35	3658	35	3658
36	3681	36	3681
37	3702	37	3702
38	3724	38	3724
39	3746	39	3746
40	3768	40	3768
41	3789	41	3789
42	3810	42	3810
43	3831	43	3831
44	3852	44	3852
45	3873	45	3873
46	3891	46	3891
47	3909	47	3909
48	3927	48	3927
49	3943	49	3943
50	3957	50	3957
51	3971	51	3971
52	3985	52	3985
53	3997	53	3997
54	4009	54	4009
55	4021	55	4021
56	4033	56	4033
57	4044	57	4044
58	4055	58	4055
59	4066	59	4066
60	4077	60	4077
61	4086	61	4086
62	4095	62	4095
63	4104	63	4104
64	4113	64	4113
65	4121	65	4121
66	4130	66	4130
67	4139	67	4139
68	4148	68	4148
69	4158	69	4158
70	4167	70	4167
71	4176	71	4176
72	4185	72	4185
73	4193	73	4193
74	4202	74	4202
75	4211	75	4211
76	4220	76	4220

7 級			
現 行		改 正	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	百円		百円
77	4228	77	4228
78	4237	78	4237
79	4246	79	4246
80	4255	80	4255
81	4263	81	4263
		82	4270
		83	4278
		84	4285
		85	4293
		86	4300
		87	4307
		88	4314
		89	4321
		90	4327
		91	4334
		92	4340
		93	4347
		94	4353
		95	4360
		96	4366
		97	4373
		98	4377
		99	4381
		100	4385
		101	4389

改正

別表第12(第27条関係)

経験年数換算表

経歴の種類	職務との関係	換算率	
国家公務員 地方公務員 旧公共企業体職員 政府関係機関職員 外国政府職員 としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合はこの限りではない。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修業年数の範囲内とする。
その他の期間	教育、医療等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
	技能、労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は8割以下とする。
	その他のもの	5割以下	

(2011年4月1日適用)

現行

別表第12(第27条関係)

経験年数換算表

経歴の種類	職務との関係	換算率	
国家公務員	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
地方公務員			
旧公共企業体職員	その他のもの	8割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合はこの限りではない。
政府関係機関職員			
外国政府職員			
としての在職期間			
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
兵役期間(引続き海外に抑留されていた期間を含む。)	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修業年数の範囲内とする。
その他の期間	教育、医療等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
	技能、労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は8割以下とする。
	その他のもの	5割以下	

新旧対照表

改正	現行																														
別表第 14 の 1 (第 30 条関係) 昇給号俸調整表 <table> <tr> <th>良好な成績で勤務した期間</th><th>調整号俸数</th></tr> <tr> <td>3 箇月以下の期間</td><td>1 号俸</td></tr> <tr> <td>3 箇月超 6 箇月以下の期間</td><td>2 号俸</td></tr> <tr> <td>6 箇月超 9 箇月以下の期間</td><td>3 号俸</td></tr> <tr> <td>9 箇月超の期間</td><td>4 号俸</td></tr> </table> (2011 年 4 月 1 日適用) 別表第 14 の 2 (第 30 条の 2 関係) 昇給抑制号俸数表 <table> <tr> <th>休職等の通算期間</th><th>抑制号俸数</th></tr> <tr> <td>3 箇月以下の期間</td><td>1 号俸</td></tr> <tr> <td>3 箇月超 6 箇月以下の期間</td><td>2 号俸</td></tr> <tr> <td>6 箇月超 9 箇月以下の期間</td><td>3 号俸</td></tr> <tr> <td>9 箇月超の期間</td><td>4 号俸</td></tr> </table> (2010 年 4 月 1 日適用)	良好な成績で勤務した期間	調整号俸数	3 箇月以下の期間	1 号俸	3 箇月超 6 箇月以下の期間	2 号俸	6 箇月超 9 箇月以下の期間	3 号俸	9 箇月超の期間	4 号俸	休職等の通算期間	抑制号俸数	3 箇月以下の期間	1 号俸	3 箇月超 6 箇月以下の期間	2 号俸	6 箇月超 9 箇月以下の期間	3 号俸	9 箇月超の期間	4 号俸	別表第 14 (第 30 条の 2 関係) 昇給抑制号俸数表 <table> <tr> <th>休職等の通算期間</th><th>抑制号俸数</th></tr> <tr> <td>3 箇月以下の期間</td><td>1 号俸</td></tr> <tr> <td>3 箇月超 6 箇月以下の期間</td><td>2 号俸</td></tr> <tr> <td>6 箇月超 9 箇月以下の期間</td><td>3 号俸</td></tr> <tr> <td>9 箇月超の期間</td><td>4 号俸</td></tr> </table> (2010 年 4 月 1 日適用)	休職等の通算期間	抑制号俸数	3 箇月以下の期間	1 号俸	3 箇月超 6 箇月以下の期間	2 号俸	6 箇月超 9 箇月以下の期間	3 号俸	9 箇月超の期間	4 号俸
良好な成績で勤務した期間	調整号俸数																														
3 箇月以下の期間	1 号俸																														
3 箇月超 6 箇月以下の期間	2 号俸																														
6 箇月超 9 箇月以下の期間	3 号俸																														
9 箇月超の期間	4 号俸																														
休職等の通算期間	抑制号俸数																														
3 箇月以下の期間	1 号俸																														
3 箇月超 6 箇月以下の期間	2 号俸																														
6 箇月超 9 箇月以下の期間	3 号俸																														
9 箇月超の期間	4 号俸																														
休職等の通算期間	抑制号俸数																														
3 箇月以下の期間	1 号俸																														
3 箇月超 6 箇月以下の期間	2 号俸																														
6 箇月超 9 箇月以下の期間	3 号俸																														
9 箇月超の期間	4 号俸																														

新旧対照表

改正	現行
○赴任旅費規程 1991 年 3 月 28 日 理事会制定 (赴任旅費) 第 2 条 赴任旅費は、本人及び本人と共に転居を必要とする家族の交通費並びに家財の荷造費及び運送費とし、次の各号により支給する。 (1) 交通費は、採用後の職務の区分に応じて国内出張旅費規程及び海外出張旅費規程を適用し、家族の交通費は本人に準じて支給する。 (2) 家財の荷造費及び運送費は、実費を支給する。ただし、30 万円を限度とする。 (証明書類の提出) 第 3 条 赴任旅費のうち航空運賃、荷造費及び運送費については、その金額を証明する書類を提出しなければならない。 (略) 附 則 この規程は、2011 年 4 月 1 日から施行する。(2011 年 2 月 23 日改正)	○赴任旅費規程 1991 年 3 月 28 日 理事会制定 (赴任旅費) 第 2 条 赴任旅費は、本人及び本人と共に転居を必要とする家族の交通費並びに家財の荷造費及び運送費とし、次の各号により支給する。 (1) 交通費は、採用後の職務の区分に応じて国内出張旅費規程及び海外出張旅費規程を適用し、家族の交通費は本人に準じて支給する。 (2) 家財の荷造費及び運送費は、実費を支給する。ただし、30 万円を限度とする。 (証明書類の提出) 第 3 条 赴任旅費のうち荷造費及び運送費については、その金額を証明する書類を提出しなければならない。 (略)